

(様式第2号)

監委第71号

令和2年12月1日

太田市市長 清水 聖義 様
太田市議会議長 久保田 俊 様
選挙管理委員会委員長 中村 光雄 様
公平委員会委員長 横山 溥 様
固定資産評価審査委員会 様

太田市監査委員 高橋 嘉一郎

太田市監査委員 白石 さと子

定期監査結果報告書

(秘書室・企画部・総務部・会計課・選挙管理委員会事務局・公平委員会事務局・固定資産評価審査委員会事務局)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 監査の基準 太田市監査基準
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 監査の対象 秘書室
企画部（企画政策課、人事課、コンプライアンス推進室、交流推進課、
情報管理課、広報課）
総務部（総務課、財政課、管財課、契約検査課、災害対策課、市民税課、
資産税課、収納課）
会計課
選挙管理委員会事務局
公平委員会事務局
固定資産評価審査委員会事務局

- 4 監査の着眼点
- (1) 予算の執行は適正か。(歳入歳出事務)
 - (2) 現金取扱事務は適正か。(公金及び団体等の準公金)
 - (3) 契約の方法及び事務手続きは適正か。

5 監査の実施内容

(1) 監査の方法

定期監査の実施にあたっては、各監査対象における令和2年度（監査基準日：令和2年9月30日）の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、所属長及び関係職員から説明を求め、監査諸帳簿を調査した。

(2) 監査の期間

令和2年10月27日から令和2年11月13日まで

6 監査の結果

秘書室、企画部、総務部、会計課、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局及び固定資産評価審査委員会事務局における予算の執行状況並びにその他財務に関する事務の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

今回の監査では、特に指摘すべき事項はなかったが、事務処理において留意すべき事項が一部見受けられたので、該当の所属長に対し再発防止を指示した。

7 意見

時間外勤務については、特定の職員に偏ることのないよう業務の平準化に引き続き取り組んでください。また、契約事務において、特に随意契約締結にあたっては、業務内容や価格の妥当性を精査し適正な事務処理に努めてください。

今後においても、変化の激しい社会情勢に柔軟に対応するとともに、中長期的な視点を持って行政運営にあたられることを望みます。